

第3期草津市発達障害者等支援システムの
推進に向けた行動指針

令和6年3月

草津市

目 次

1. 草津市発達障害者等支援システム（第2期行動指針）の取組について	1
（1）社会背景	1
（2）定義	5
（3）第2期行動指針の実績、現状把握、課題整理	6

2. 草津市発達障害者等支援システム（第3期行動指針）の基本的な考え方	2 1
-------------------------------------	-----

（1）第3期草津市発達障害者等支援システムの推進に向けた行動指針の策定	2 1
（2）第3期草津市発達障害者等支援システムの推進に向けた行動指針の位置づけ	2 1
（3）システムの構成と目指す姿	2 2
①システムの構成	
②草津市発達障害者等支援システムが目指す姿	
（4）発達支援にかかる施策の展開	2 4
①ライフステージに応じた本人支援	
②家族等養護者の支援	
③保育・教育・通所支援事業所への支援	
④サービス体系充実に係るネットワーク	
（5）推進体制	2 8

1. 草津市発達障害者等支援システム（第2期行動指針）の取組について

（1）社会背景

本市の計画と法改正について

本市においては、令和5年度に障害者施策の基本的な方向性や取り組みを示す「第3次草津市障害者計画」を策定し、障害者施策について様々な事業を展開し、同時期に障害福祉サービスや障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保を示す「第7期草津市障害福祉計画」、「第3期草津市障害児福祉計画」を策定しました。

また、令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、児童発達支援センターが地域の障害児支援における中核的役割を担うことが明確化されるとともに、福祉型・医療型の類型が一元化されます。草津市では発達支援センターが平成24年3月に児童発達支援センターの指定を受けており、今後、発達支援センターを中核に身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援の質の向上とインクルージョンの取り組みを推進していくことが求められています。

また、改正発達障害者支援法は、平成28年8月に施行されており、国及び地方公共団体の責務として、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うこととされており、児童の発達障害の早期発見、教育、情報の共有の促進、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護等において必要な取り組みが求められています。

このような中で、「第2期行動指針」の評価を行い、就学前から成人期の各ライフステージにおいて発達障害者等の支援を切れ目なく実施していきけるように現状に即した行動指針に見直し、取り組みを推進していきます。

近年、以下の法制定・改正等が行われています。

①「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」

（H30.6.13 公布、同日施行）

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ・ 文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進

②「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」（H31.4.1 公布、R1.10.1 全部施行）

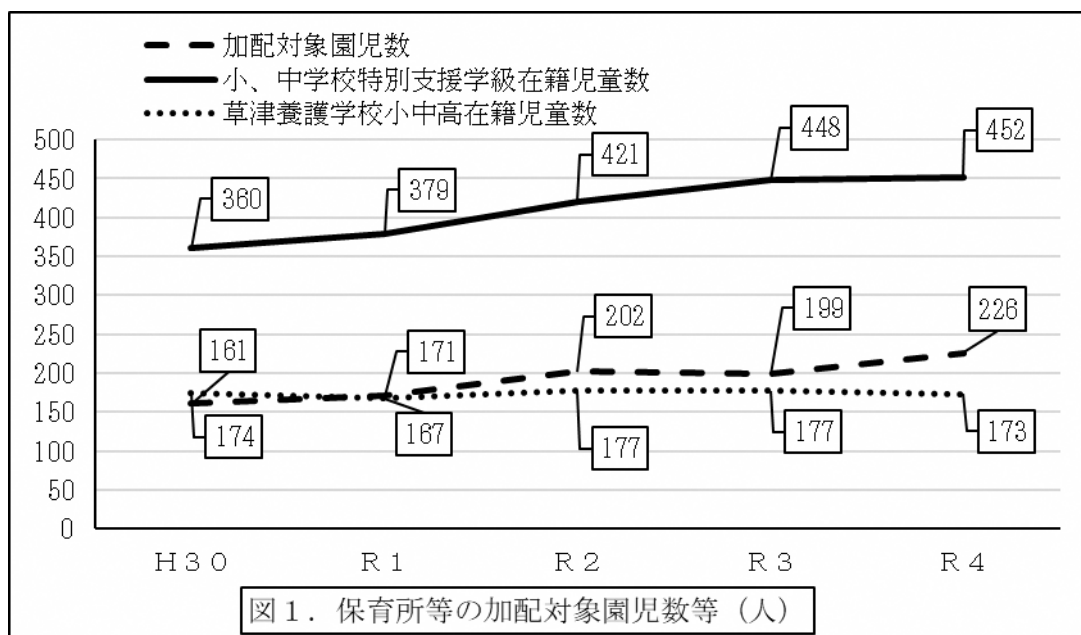
- ・ 合理的配慮の提供等を義務化
- ・ 相談・解決の仕組みを整備（障害者差別解消相談員、地域アドボケートの設置）

③「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」（R1.6.14 公布、R2.4.1 全部施行）

- ・ 障害者の活躍の場の拡大に関する措置（障害者活躍推進計画の作成）
 - ・ 障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- ④「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」
(R1. 6. 28 公布、同日施行)
- ・ 視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画に推進
- ⑤「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」
(R2. 6. 12 公布、R3. 4. 1 施行)
- ・ 「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設
- ⑥「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」(R2. 5. 20 公布、R3. 4. 1 全部施行)
- ・ 「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化
 - ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
 - ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大
- ⑦「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）」(R3. 6. 4 公布、R6. 4. 1 全部施行予定)
- ・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
 - ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
- ⑧「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」
(R3. 6. 18 公布、R3. 9. 18 施行)
- ・ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
 - ・ 国・地方公共団体、保育所の設置者、学校の設置者等の医療的ケア児への支援を責務として位置づけ
- ⑨「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」
(R4. 5. 25 公布、同日施行)
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
 - ・ 障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示
- ⑩「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」(R4. 12. 16 公布、R6. 4. 1 全部施行予定)
- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実

- ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置

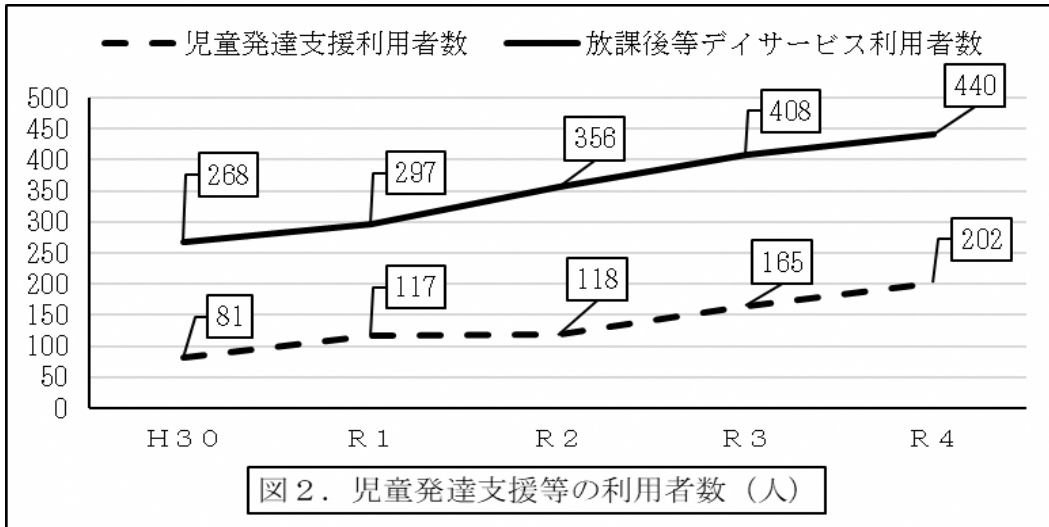
保育所等の加配対象園児数や児童発達支援等の利用者数を図1と図2に示します。



加配対象園児数は、平成30年度（161人）と比較して令和4年度（226人）は1.4倍に増加しています。

小、中学校特別支援学級在籍児童数は、平成30年度（360人）と比較して令和4年度（452人）は1.2倍に増加しています。

草津養護学校小中高在籍児童数は、平成30年度（174人）と比較して令和4年度（173人）は横ばいとなっています。



児童発達支援利用者数は、平成30年度(81人)と比較して令和4年度(202人)は2.4倍に増加しています。

放課後等デイサービス利用者数は、平成30年度(268人)と比較して令和4年度(440人)は1.6倍に増加しています。

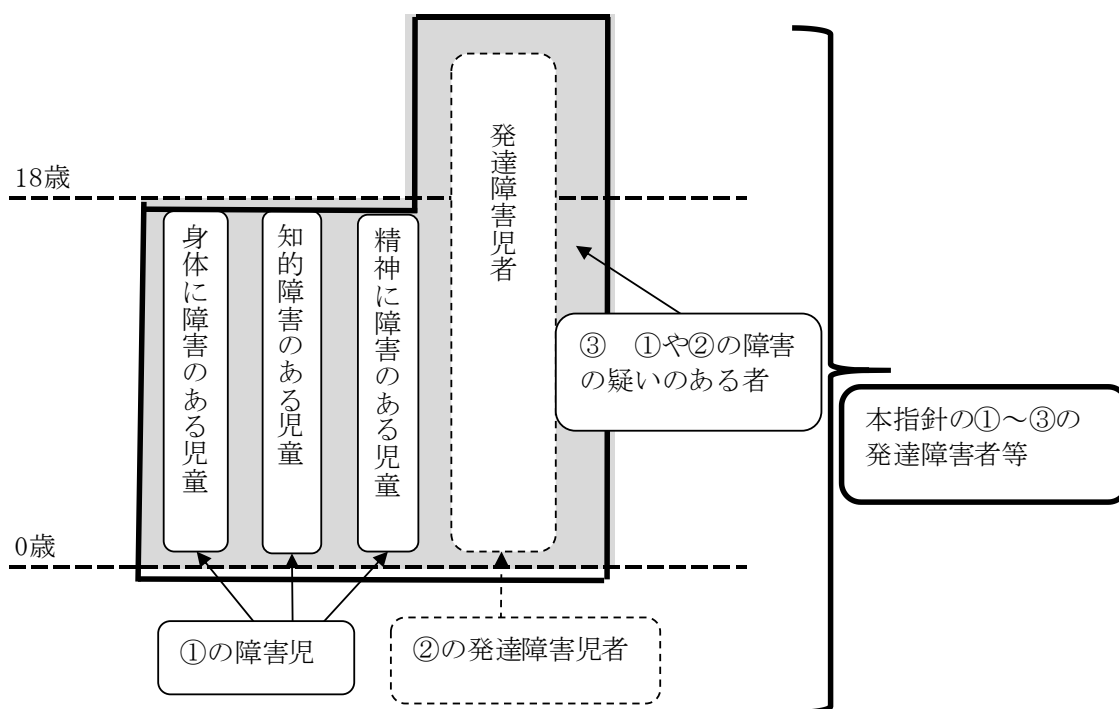
(2) 定義

* 発達障害者等

ここでは、①児童福祉法第4条第2項(*1)に規定する障害児、ならびに②発達障害者支援法第2条第2項(*2)に規定する発達障害者、および③、①や②の障害の疑いのある者としてします。①から③をあわせて「発達障害者等」と表記します。

(*1) この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

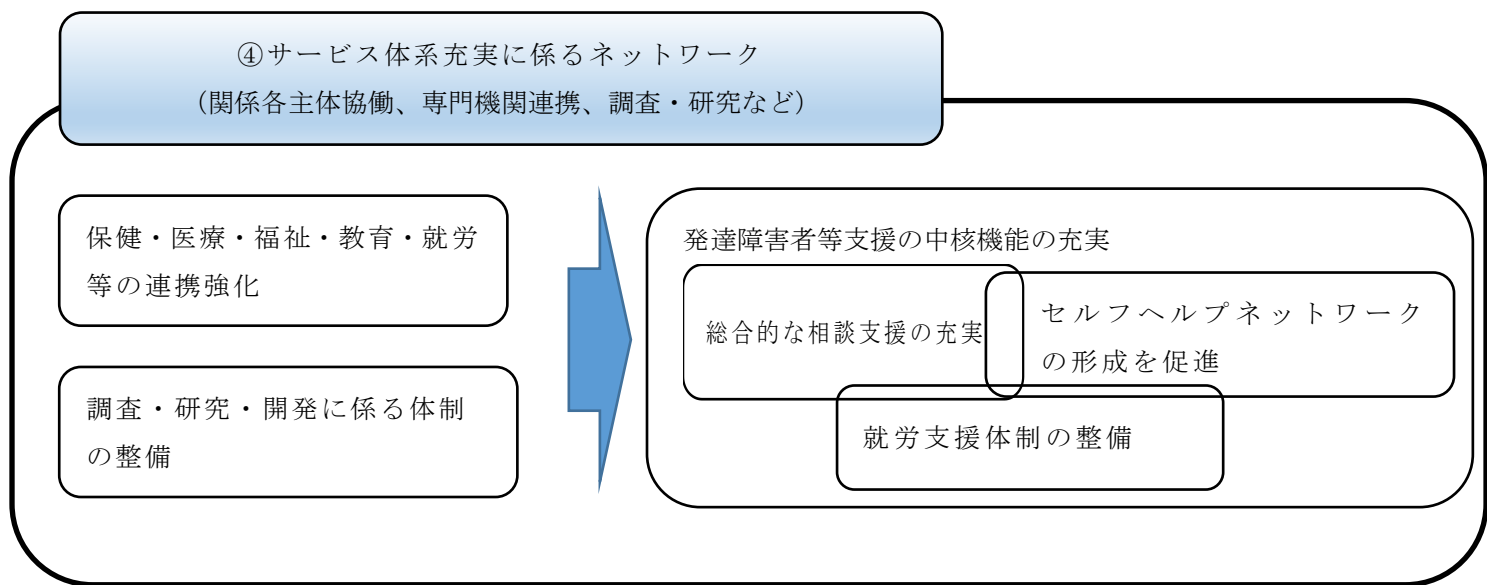
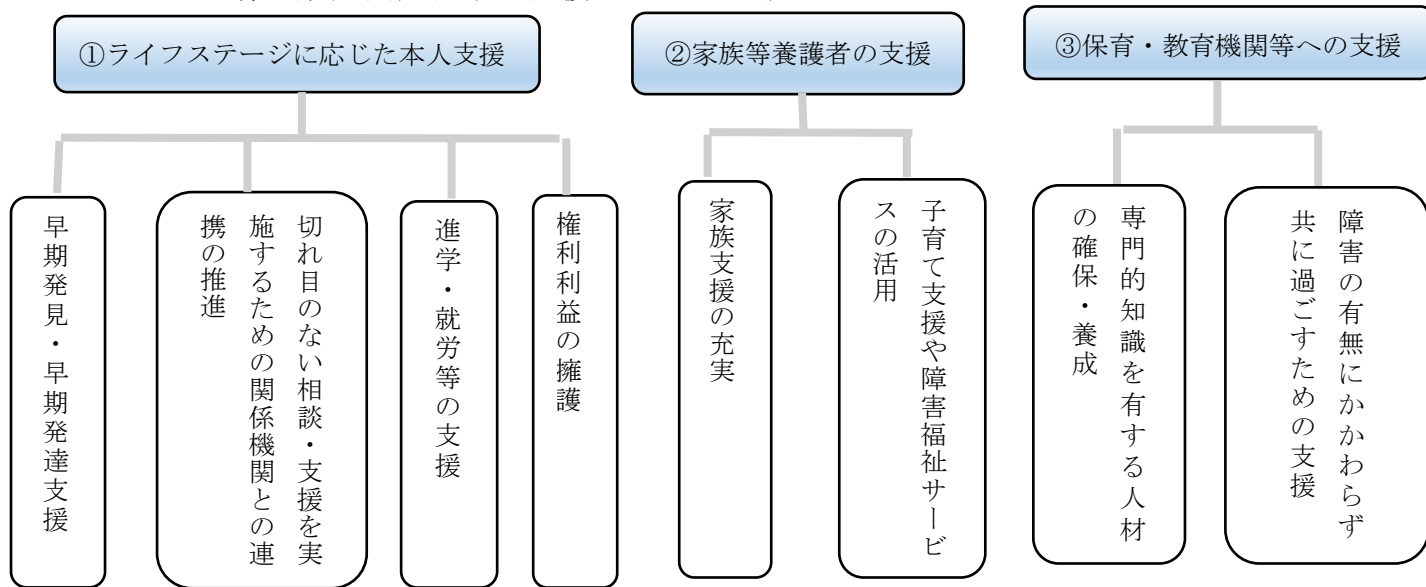
(*2) この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。



(3) 第2期行動指針の実績、現状把握、課題整理

第2期行動指針の「発達支援システムの展開」①ライフステージに応じた本人支援、②家族等養護者の支援、③保育・教育機関等への支援、④サービス体系充実に係るネットワークの4つの側面から発達障害者等支援の「実績」、「現状」、「課題」をまとめました。

○ 第2期行動指針の発達支援システムの展開



①ライフステージに応じた本人支援

ア. 早期発見・早期発達支援

【実績】


- 広報くさつや相談窓口のリーフレット、子育てガイドブックを用いて相談窓口の周知を行い安心して子育てできる環境を整えた。
- 市民や支援者を対象に、発達障害理解のための講演会を実施し、発達障害等の啓発に努めた。
- 乳幼児健診において、早期発見、支援につなげ保護者の育児負担の軽減に努めた。
- 乳幼児健診等で発達に経過観察を要し、育てにくさや育児負担、育児不安を抱える保護者に対して「親子のステップアップ事業」を実施し、育児不安等の軽減に努めた。
- 関係課で調整会議を行い、児童発達支援（療育）が必要な子どもはサービス利用につないだ。
- 公設や民間の児童発達支援事業所で連絡会を開催し、事業所間の連携に努め、児童発達支援ガイドブックを作成し、情報提供に努めた。
- 保育所や学童保育所等に在籍する児童について、各施設からの相談に応じて「巡回相談」を実施した。
- 発達支援センター湖の子園において、療育を体験する場として「親子体験通園教室」を実施し、早期療育が必要な子どもを児童発達支援につなげた。
- 発達相談、保育所等訪問支援を通して、保育所等の特別支援教育コーディネーターと連携しながら子どもの理解や支援について保護者や園所に助言を行った。

【現状】

- 早期からの発達支援のニーズが高まっているが、児童発達支援等のサービスの利用にかかる障害児相談支援事業所が不足している。
- 保育所等に在籍する発達支援が必要な子どもに対して、きめ細やかな相談支援を進めるとともに、保育所等訪問支援や小集団保育等の多様な集団への支援（以下、「グループ保育」と言う。）を通して支援の充実を図る必要がある。

【課題】

- 障害児相談支援事業所の新規開設を進めるとともに、必要な相談支援を受けながら児童発達支援等のサービスを利用することができるように支援体制を整える必要がある。
- 発達相談等の各種相談業務や保育所等訪問支援、グループ保育等を通して、保育所等における障害のある子どもの支援の充実を図る必要がある。



早期発見・早期発達支援に取り組みます。

イ. 切れ目のない相談・支援を実施するために関係機関との連携を推進

【実績】


- 知的障害や発達障害、医療的ケアが必要な重症心身障害児等、障害児支援のニーズの多様化に対して、公設、民間事業所が相談支援や障害児通所支援サービス等を実施した。
- 保育所や学校において個別の指導計画の作成および支援計画による引継ぎを進め、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるように努めた。
- 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、一貫した支援を実施するために個別の支援計画の引継ぎ状況調査を実施した。
- 市内公立小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画または個別の指導計画を作成し、保護者をはじめ、福祉、医療機関等との情報共有・連携を図っている。学校と保護者が情報共有をし、適切な支援が行われるよう研修等を実施した。
- 本人の障害特性にかかる理解を進めるとともに、ハローワークや相談支援事業所等と連携しながら相談支援を行った。
- 特別支援教育コーディネーター会や移行支援会議において、発達支援センターの事業や障害児通所支援のサービスについて説明し、教育と福祉の連携に努めた。
- 子ども・若者総合相談窓口を開設し、ヤングケアラーや不登校等の相談支援を行った。

【現状】

- 放課後等デイサービスの利用者は増加しているが、障害児相談支援事業所が不足している。
- 身近な地域で医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所が不足している。
- 相談支援ファイルの活用について保護者や関係機関に周知を進める必要がある。

【課題】

- 障害児相談支援事業所の新規開設を進め、必要な相談支援を受けながら放課後等デイサービスを利用することができるように相談体制を整える必要がある。
- 身近な地域の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所で医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れていく体制を整える必要がある。
- 相談支援ファイルについては、保護者や本人が発達検査、個別の指導計画、診断書等の各種支援情報をファイルに綴じ込み、関係機関で本人の情報を共有し、支援に活用できるよう取り組みを進める。



切れ目のない相談・支援を実施するために関係機関との連携に取り組みます。

ウ. 進学・就労等の支援

【実績】

- 義務教育終了後も、中学校から高校へ個別の支援計画の引継ぎを行うとともに、学校と連携しながら相談支援を行った。
- 県立高校と市の中学校や発達支援センターと支援情報を共有にかかる協定を締結し、支援の充実に努めた。
- 特別支援学校、公立高校、私立高校へ個別の支援計画を活用して情報提供を行った。
- 就労支援については、一般就労や福祉就労、日中活動の場等、本人のニーズや状態に応じて相談を通して就労先につないでいた。
- 一般就労を目指す前段階の方に対して、能力・意欲の醸成支援を目的に、就労準備支援事業を実施し、生活、社会、自立に向けた支援を実施した。
- 就労することが可能と見込まれる障害のある方に対して、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う福祉サービスである「就労移行支援」、就労した障害のある方に対して、就労継続を図るため相談・助言等の必要な支援を行う「就労定着支援」の利用決定を行った。
- 就労することが困難である障害のある方に対して、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う福祉サービスの「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」の利用決定を行った。
- 同じような体験や悩みを持つ当事者同士が仲間として支えあう機会をつくるため、グループピアカウンセリングを実施した。

【現状】

- 義務教育終了後の高校との連携を進め、個別の支援計画の活用を含めた特別支援教育の充実が求められている。
- 就労継続支援B型の利用者が就労継続支援A型や一般就労へステップアップができるよう、支援体制を強化する必要がある。
- グループピアカウンセリングへの参加につなげるように事業の周知を進める必要がある。

【課題】

- 高校等の進学先と特別支援教育の認識や支援方法の共有に向けて連携を強化する必要がある。
- 就労継続支援B型の利用者に対して、本人の意欲や就労にかかる評価を踏まえて本人らしく働くことができるよう支援体制を強化する必要がある。
- グループピアカウンセリングの事業にかかる周知や相談を進め、当事者が互いに支えあう機会の拡充を図る必要がある。



義務教育終了後の学校連携や就労等の支援に取り組みます。

エ. 権利利益の擁護

【実績】

- 家庭児童相談室に社会福祉士等専門職を配置するとともに家庭相談員を配置し、子どもが虐待等の権利侵害を受けることがないように、相談対応と関係機関連携による支援を行った。
- 市民・関係機関に向けた虐待防止の広報啓発や子育てに関する各種講座を開催した。
- 市内小中学校の道徳科、総合的な学習の時間等において、各学年の発達段階に応じて体験的・課題解決的な福祉教育、障害児者理解教育を実施した。
- 市内小中学校の特別活動等において、特別支援学級および在籍する児童生徒についての正しい理解・認識を図るとともに、個性や特性を学びあい、互いの良さを認め合うことの大切さを学ぶ機会を設けた。
- 消費者と事業者間の契約に関するトラブルに対し、必要な助言・情報提供を行った。
- 消費者被害防止のため、広報やホームページ、メール配信等さまざまな媒体を活用した啓発を実施した。
- 草津市企業同和教育推進協議会において、人権に関する研修会を開催し、啓発に取り組んだ。
- 障害者週間に合わせて広報や啓発パネルの展示を行い、合理的配慮の社会づくりの普及、理解促進に努めた。
- 成年後見制度利用促進事業を成年後見センター「もだま」に湖南福祉圏域の4市で委託し、制度の啓発を実施した。

【現状】

- 発達障害者等の特性理解や支援についてさまざまな媒体を通して市民への啓発を進め、共生社会の実現に向けた取り組みの充実が求められている。

【課題】

- 障害者週間等において発達障害者等の特性理解や支援について市広報やホームページ、公開講座等を通して市民への啓発を進める必要がある。



権利・利益の擁護に取り組みます。

②家族等擁護者の支援

ア. 家族支援の充実

【実績】

- 子育て支援センターにおいて、各事業で把握した子育ての不安や困難を抱える方を養育支援会議において、関係課で情報共有し、支援方針を検討した。
- 子育て相談センターにおいて、育児不安を軽減させるため、継続して相談・訪問を行った。
- 要保護児童対策地域協議会関係機関と各種会議を開催し、各関係機関との情報共有および支援内容についての協議を行い、それぞれの専門性を活かした総合的な支援を行った。
- 妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点を設置した。
- 乳幼児健診時に発達に遅れのある児や養育者の心配がある場合は、広報くさつやリーフレットやくさつ子育てガイドブックを用いて相談窓口の周知を行った。
- 草津市ファミリー・サポート・センターのファミサポ提供会員や子育てサークルの参加者に対して、子どもの発達や発達障害への支援等の研修会を行った。
- 障害のある方の家族会や民生委員など各種団体で構成する孤立化防止検討会を組織し、幅広い方に障害者の孤立化に対して関心を持ってもらえるように働きかけを行った。
- 発達障害等の子育ての経験がある保護者で一定の研修を受講したペアレントメンターを活用しながら、保護者の子育ての不安や孤立感の低減を図ることができるように支援に努めた。
- ペアレントトレーニングを試行的に実施し、グループワークを通して専門家による子どもの理解や関わり方について助言を行うとともに、保護者同士が支えあう機会となるように支援を行った。

【現状】

- 保護者の相談支援や福祉サービスの利用等のニーズが高まっており、保護者に対して、子どもの発達や障害特性の理解を促し、保護者同士が支えあう機会が求められている。

【課題】

- ペアレントメンターやペアレントトレーニング事業を継続して実施し、保護者や家族の支援の充実を図る必要がある。



家族支援の充実を図ります。

イ. 子育て支援サービスや障害福祉サービスの活用

【実績】

- 発達障害等の疑いのある段階から、他機関と連携し、相談や児童発達支援につないだ。
- 障害のある子を育てている保護者に対して担当課や教育機関と連携し、障害福祉サービスの周知に努めた。
- 湖の子園において、保護者が参加するグループワークや学習会を通して、保護者同士が交流する場をもつとともに、修了児保護者との交流の機会も設け、子育ての見通しを得るように支援した。
- 湖の子園において、親子体験通園教室においても交流の場を設けた。
- 保育所・園、こども園等に在籍する特別支援加配を利用している保護者を対象に発達支援保護者研修会および交流会をそれぞれ1回ずつ実施した。

【現状】

- 子育て支援や障害福祉サービスにかかる相談窓口やサービス内容等について保護者へ情報提供を進める必要がある。
- 子どもの進路や就労についても保護者が見通しを持って子育てすることができるようにライフステージの移行期において関係機関の連携を強化することが求められている。
- 園所に在籍する障害のある子どもの保護者同士がつながり、子育ての不安や孤立感を低減できるように保護者支援の充実が求められている。

【課題】

- 民間の児童発達支援事業所等が増えている中で、保護者がスムーズにサービスを利用することができるようサービス提供事業所や障害児相談支援事業所の情報提供を行う。
- 就園や就学、進級等のライフステージの移行について保護者や児童が不安に感じることがないように個別の支援計画の引継ぎ等を含めた切れ目のない支援を強化する必要がある。
- 園所に在籍する障害のある子どもの保護者同士のつながりの場や学びの場のニーズがあり、今後も学習会等の充実を図る。



子育て支援や障害福祉サービスによる支援の充実を図ります。

③保育・教育機関への支援

ア. 専門的知識を有する人材の確保・養成

【実績】


- 幼児課主催の研修として、特別支援教育研修会を行った。
- 園所・小中学校の特別支援教育を推進するコーディネーターを対象に、具体的な支援の方法、適切な就学相談の進め方等についての研修・協議を行った。
- 小中学校において特別な支援を要する児童生徒に個別支援・補助等を行う教室アシスタント、インクルーシブサポーター等を対象に研修を行った。
- 市内小中学校特別支援学級担任で組織する特別支援教育部会において合同作品展（オンライン）の開催を行い、教員の資質向上に努めた。
- 教育研究所による夏期の自己研修において、特別支援教育をテーマにした講師による研修会を実施し、市内教職員の資質向上と特別支援教育に対する意識啓発に努めた。
- 小中高校、支援学校の支援を要する児童生徒のアセスメントや支援方法について助言を行った。
- 巡回相談を実施し、保育所等の施設からの相談に応じ、発達相談等につなげた。
- 障害児保育検討会議において、保育士等に向けて発達の視点に基づく研修会を実施した。
- 滋賀医科大学の寄附講座を通して、保育士や教員等に対して発達障害等の理解と支援について研修会を実施した。

【現状】

- 保育所等に在籍する加配対象児や市内特別支援学級在籍児童数は増加しており、保育士や教員等に対して子どもの障害への理解を深め、適切な支援を行うため研修の充実を図る必要がある。
- 学校において学級経営のあり方や、子どもの理解、支援内容について、実践を共有する機会をもち、教員の資質向上に努める必要がある。
- 児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが地域の児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所に対して助言や研修会等を実施することが求められている。

【課題】

- 支援を必要とする園児が増加していることから、障害への理解を深め、適切な支援の共通理解のため継続的に研修を実施する。
- 市内特別支援学級在籍児童数は増加傾向にあり、学級経営のあり方や、子どもの理解、支援内容について、実践を共有する機会をもち、教職員の資質向上に努める。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所に対して訪問による助言や研修会の充実を図る必要がある。



保育、教育、通所支援事業所に対する助言や研修の充実を図ります。

イ. 障害の有無にかかわらず共に過ごすための支援

【実績】


- 市内幼稚園・保育園（所）・認定こども園、市内公立小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒について、個別の教育支援計画または個別の指導計画を作成し、個々に応じた支援について検討・実施した。
- 公設および民設児童育成クラブにおいて、個別支援を必要とする児童に対し加配支援員を配置し、児童の特性に応じたきめ細やかな保育を行うとともに、安心して過ごすことができる保育環境を提供している。また、学校や就学前施設などの関係機関や関係部局と連携や情報共有を行い、切れ目のない支援を行った。

【現状】

- 個別の支援計画や指導計画の記入方法や活用方法について、就学前施設の職員や児童育成クラブの職員、学校教員が共通認識する研修を引き続き行う必要がある。
- 保育所等に在籍する発達支援が必要な子どもに対して、きめ細やかな相談支援を進めるとともに、保育所等訪問支援やグループ保育を通して支援の充実を図る必要がある。

【課題】

- 就学前から学齢期にかけて障害のある子どもに対して、一人ひとりの保育や教育支援のニーズを捉えて切れ目のない支援を行うため、個別の支援計画の記入や活用等にかかる研修を引き続き実施する必要がある。
- 保育所等に在籍する発達支援が必要な子どもに対して、きめ細やかな相談支援を進めるとともに、保育所等訪問支援やグループ保育を通して支援の充実を図る必要がある。（再掲）



インクルーシブ保育・教育の推進に取り組みます。

④サービス体系充実に係るネットワーク
ア. 発達障害者等支援の中核機能の充実

【実績】

【総合的な相談支援】

- 発達支援センターにおいて、発達心理相談員や保育士、教員、ソーシャルワーカー等の専門職を配置するとともに医療相談を実施し、乳幼児期から成人期にかけて多様な相談ニーズに対応できるよう各相談事業に取り組んだ。学齢期の発達心理相談員を増員し体制の充実に図った。

【セルフヘルプネットワーク】

- 保護者の孤立化を防止するため、保護者同士がつながり支えあうことができるよう湖の子園でグループワークを実施するとともに、修了児の保護者の交流会や保育所等に在籍する発達に支援が必要な子どもの保護者に対して交流会を開催した。
- 保育所等に在籍している子どもの保護者に対して、ペアレントメンター事業に取り組んだ。

【就労支援体制の整備】


- 本人の障害特性の理解を進めながら、福祉就労や一般就労等の進路に応じて相談機関や就労支援機関につなげた。

【現状】

- 発達支援センターにおいて高校生の相談が増加しており、義務教育終了後の高校との連携や本人相談等の支援の充実が求められている。
- 保護者や当事者同士が互いに支えあい、子育ての不安や孤立感の低減を図るための事業等の充実を図る必要がある。
- 令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、草津市発達支援センターが指定を受けている児童発達支援センターが地域の障害児支援における中核的役割を担うことが明確化され機能強化が求められている。

【課題】

- 発達支援センターにおいて、ソーシャルワーカーや教員、心理職等の多職種が役割を分担しながら、義務教育終了後の相談支援や学校との連携を進めていく必要がある。
- 保護者同士の交流会やペアレントメンター等の事業を実施しながら、保護者や当事者同士がつながり、支えあうことができるようにネットワークを強化していく必要がある。



発達障害者等支援の中核機能の充実に図ります。
児童発達支援センターの機能強化を進めます。

イ. 保健・医療・福祉・教育等の連携強化

【実績】

- 子育て相談センターとサービス調整会議を行い、発達支援が必要な子どもを早期に把握し支援の方向性を検討した。また、発達支援が必要な子どもを「児童発達支援（療育）」につなぐために、湖の子園において「親子体験教室」を実施した。
- 個別ケースを通じて、相談支援、障害児通所支援、保育、教育（学校）が連携して支援を行った。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が互いに連携し、質の高いサービス提供を行うため、「児童発達支援事業所連絡会」「放課後等デイサービス連絡会」を開催し、協議を行った。
- 就学前から成人期にかけて関係課等と実務者会議を開催し、第2期行動指針の施策や事業にかかる課題について協議を行った。
- 保育所・こども園において医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、人員配置について特別支援処遇委員会で検討していた。
- 発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族に対して相談支援を行った。
- 医療的ケア児とその家族の支援について、医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関による協議を実施した。

【現状】

- 医療的ケア児や重症心身障害児を対象とした障害児相談支援事業所が不足している。
- 障害のある子どもの相談支援や通所支援等の現状や課題について、関係者で情報共有を行い、課題解決に向けた協議を行う場が求められている。
- 地域の保育所、学校、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所等が互いの役割について相互理解し、連携しながら支援を進める必要がある。

【課題】

- 医療的ケア児等コーディネーターを中心とした相談体制について関係会議で協議を進める。
- 障害のある子どもの相談支援や通所支援等の現状や課題について障害児（者）自立支援協議会の子ども支援部会で協議を進める。
- 保育所や学校に対して障害児通所支援事業所等の周知を進めながら、地域の関係機関の連携を強化する必要がある。



保健・医療・福祉・教育等の連携強化に取り組みます。

ウ. 総合的な相談支援の充実

【実績】


- 早期からの児童発達支援（療育）の実施や医療相談、保育所や学校における相談支援の実施、福祉サービスの利用や就労にかかる相談等、様々な支援ニーズに対応するため発達支援センターに専門職を配置し、関係機関と連携しながら支援を行った。
- 乳幼児期から成人期にかけて関係機関で連携に努めるとともに、ライフステージの移行期に個別の支援計画を引継ぎ、切れ目のない支援が提供できるように取り組んだ。

【現状】

- 市内の保育所等の障害児加配対象園児数や特別支援学級在籍児童数が増加しており、保育や教育、福祉、医療等の様々な相談ニーズに適切な時期に対応できるように体制の充実を図るとともに、研修会への参加を通して相談員の支援技術の向上に努める必要がある。
- 日頃から関係機関の役割や事業内容を把握して支援のネットワークの構築に努め、相談ケースの紹介や連携した支援が行えるように関係機関との関係強化に努める必要がある。

【課題】

- 支援対象者の増加に対して適切な時期に相談支援が提供できるように発達支援センターの相談支援体制の充実を図るとともに関係機関とのネットワークの構築に努める。



発達障害者等支援の中核機能として充実を図ります。

エ. セルフヘルプネットワークの形成を促進

【実績】


- 湖の子園において、保護者が参加するグループワークや学習会等を通して、保護者同士が交流する機会を設けると共に、修了児の保護者や保育所等に在籍する発達に支援が必要な子どもの保護者同士が交流する機会を設け、子育ての見通しを得るように支援した。
- 保護者の自主活動の場や保護者会活動を支援するとともに親の会等のNPO法人の紹介を行った。
- 草津市ファミリー・サポート・センターと連携し、ファミサポ提供会員を対象に、子どもの発達や発達障害に関する理解を深めるための研修を行った。

【現状】

- 発達に支援が必要な子どもの保護者が互いに支えあう機会を提供できるように多様な実施主体の活動を促進する必要がある。
- 市民に身近な民生委員・児童委員や社会福祉協議会等が市の関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭に対して見守り支援を行い、必要に応じて関係機関へつなぐことができるように連携強化に努める必要がある。

【課題】

- 専門機関だけでなく、当事者や保護者、NPO法人等、多様な実施主体が保護者や当事者を支援できるように発達支援センター等が側面的に支援を行う。
- 市民に身近な民生委員・児童委員や社会福祉協議会等に対して、発達障害や相談支援等の事業の啓発に取り組む必要がある。



セルフヘルプネットワークの形成を促進します。

オ. 就労支援体制の整備

【実績】

- 発達障害者を含む就職困難者等に対して、関係機関と連携しながら就労支援に取り組んだ。
- 事業所訪問や草津市企業同和教育推進協議会において、人権や障害者雇用にかかる啓発に取り組んだ。
- 湖南地区職業対策連絡協議会での情報共有や関係機関と連携した就労支援に取り組んだ。

【現状】

- 企業と発達障害者を含む就職困難者等とのマッチングの強化が必要であり、相談者に応じた最適な支援ができるよう、関係機関との更なる連携が必要である。
- 引き続き、企業等へ障害者雇用にかかる周知啓発に取り組むことが必要である。

【課題】

- 就労にかかる相談や職業評価、就労アセスメント等により、本人の意欲や適正に応じて就労できるように関係機関の連携強化が必要である。
- 引き続き、企業等へ障害者雇用にかかる周知啓発に取り組む。



義務教育終了後の学校連携や就労等の支援に取り組めます。

カ. 調査・研究、開発に係る体制の整備

【実績】


- 滋賀医科大学小児科学講座小児発達支援学部門と連携し、医療相談や保育所、学校等の職員への研修会を実施し、発達障害等への医療面からの支援の充実に努めた。

【現状】

- 滋賀医科大学小児科学講座小児発達支援学部門から発達障害等の専門医による派遣を得て、発達支援センターにおいて医療相談を実施し、助言や投薬等の医療の必要性について相談、助言を行っている。また、専門医が講師として市民を対象とした発達障害等の啓発を目的とした研修会を行うとともに、保育所等における障害児加配の審議や発達障害者等支援システム推進協議会に委員として参加している。

【課題】

- 引き続き、県や大学等と連携し、専門的な知見を得ながら発達障害者等の支援体制を整えていく。



調査・研究、開発に係る体制の整備を行います。

2. 草津市発達障害者等支援システム（第3期行動指針）の基本的な考え方

(1) 第3期草津市発達障害者等支援システムの推進に向けた行動指針の策定

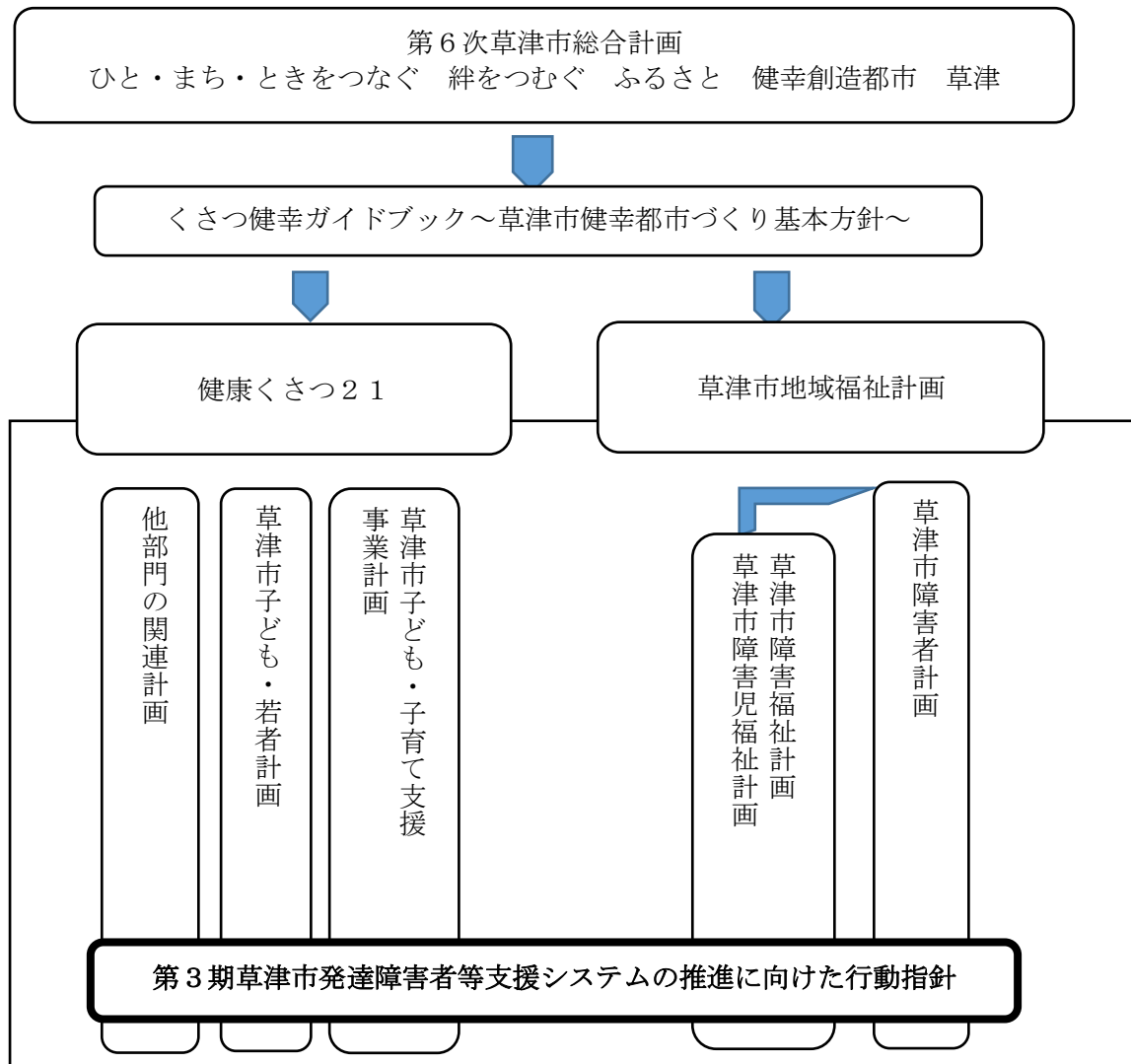
第2期行動指針の評価と発達障害者等の支援の現状を踏まえ、関係者・行政等の効果的な取り組みと連携を進め、さらに発達障害者等支援を推進するため、第3期草津市発達障害者等支援システムの推進に向けた行動指針を策定します。

対象は、①児童福祉法第4条第2項（*1）に規定する障害児ならびに②発達障害者支援法第2条第2項（*2）に規定する発達障害者および③、①と②の障害の疑いのある者とします。①から③をあわせて「発達障害者等」と表記します。

第3期の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

(2) 第3期草津市発達障害者等支援システムの推進に向けた行動指針の位置づけ

草津市では、「第3次草津市障害者計画」に基づき、「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津 ～共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して～」を実現するための、発達障害者等の支援の行動指針と位置づけ、活用していきます。

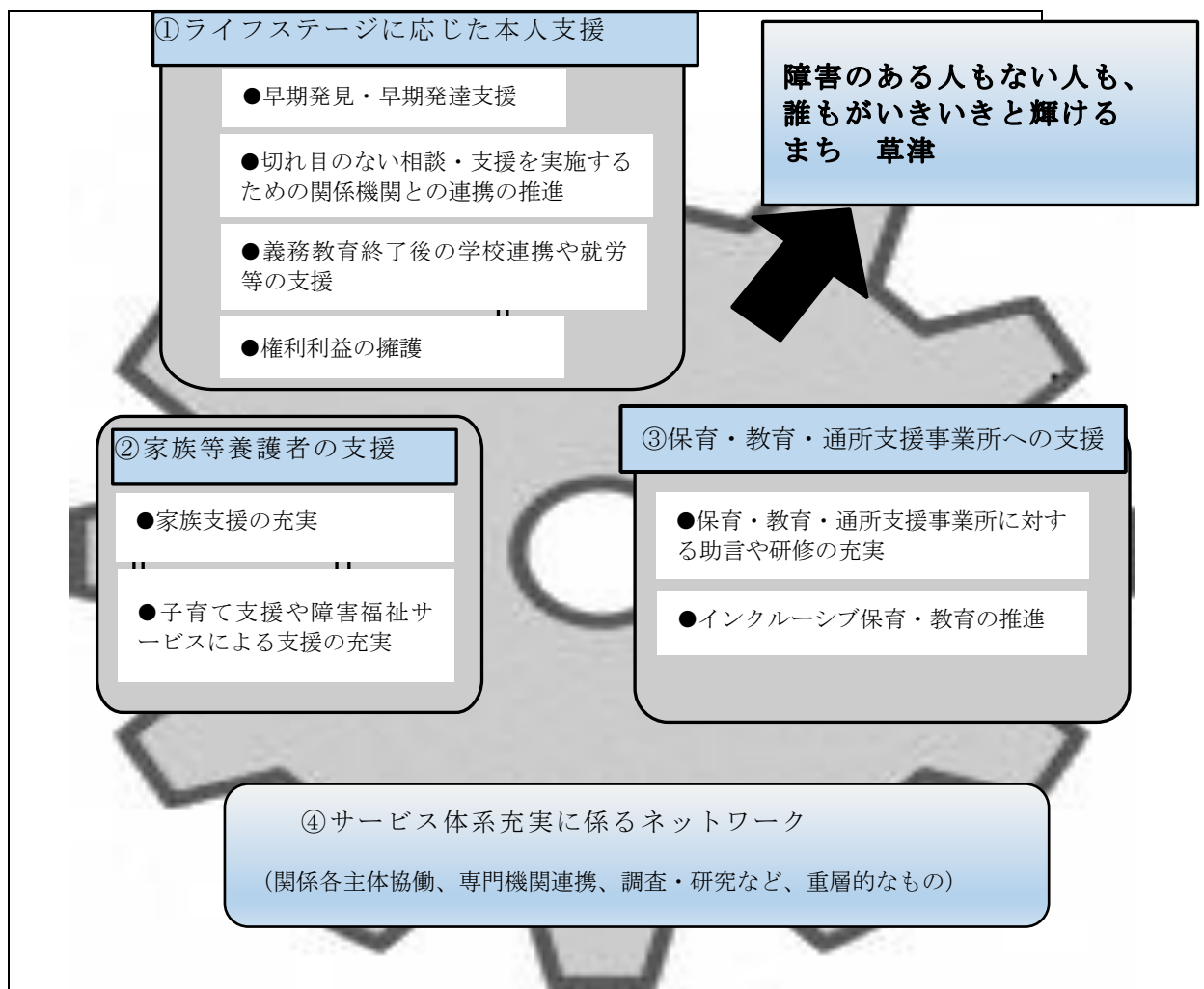


(3) システムの構成と目指す姿

①システムの構成

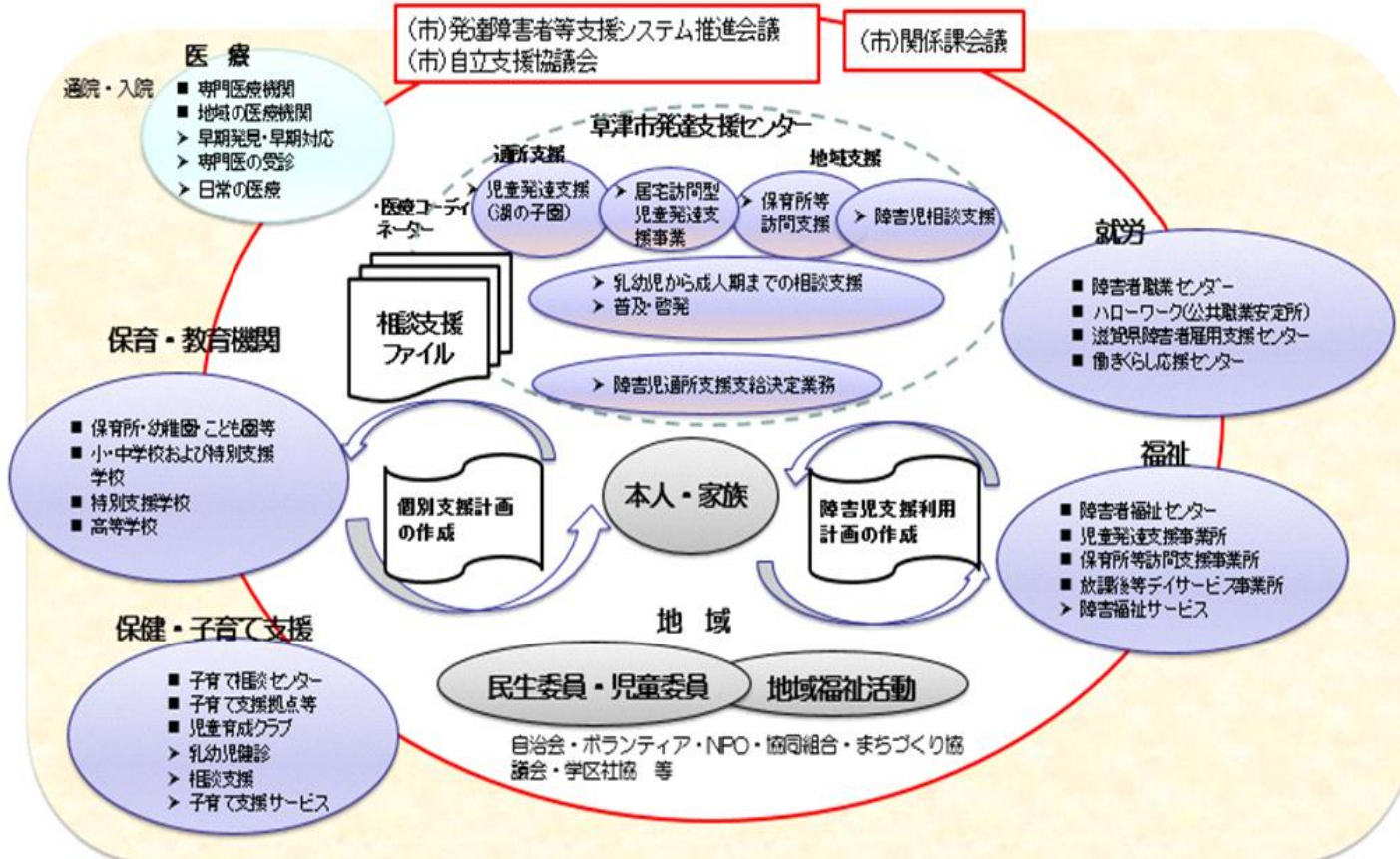
本市では、発達障害者等への総合的な支援体制となる「草津市発達障害者等支援システム」(p. 25 ②草津市発達障害者等支援システムが目指す姿)の推進に向け、発達障害者等の支援にかかる現状や課題の整理を踏まえて、この指針を定めるところです。

同システムは「草津市障害者計画」の基本理念「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津 ～共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して～」を基本理念とし、発達障害者等の支援の側面からのまちづくりの仕組みであり、当事者及び家族、保育等関係者支援のサービス体系と、これらを充実させていくための基盤となる重層的なネットワークにより構成します。



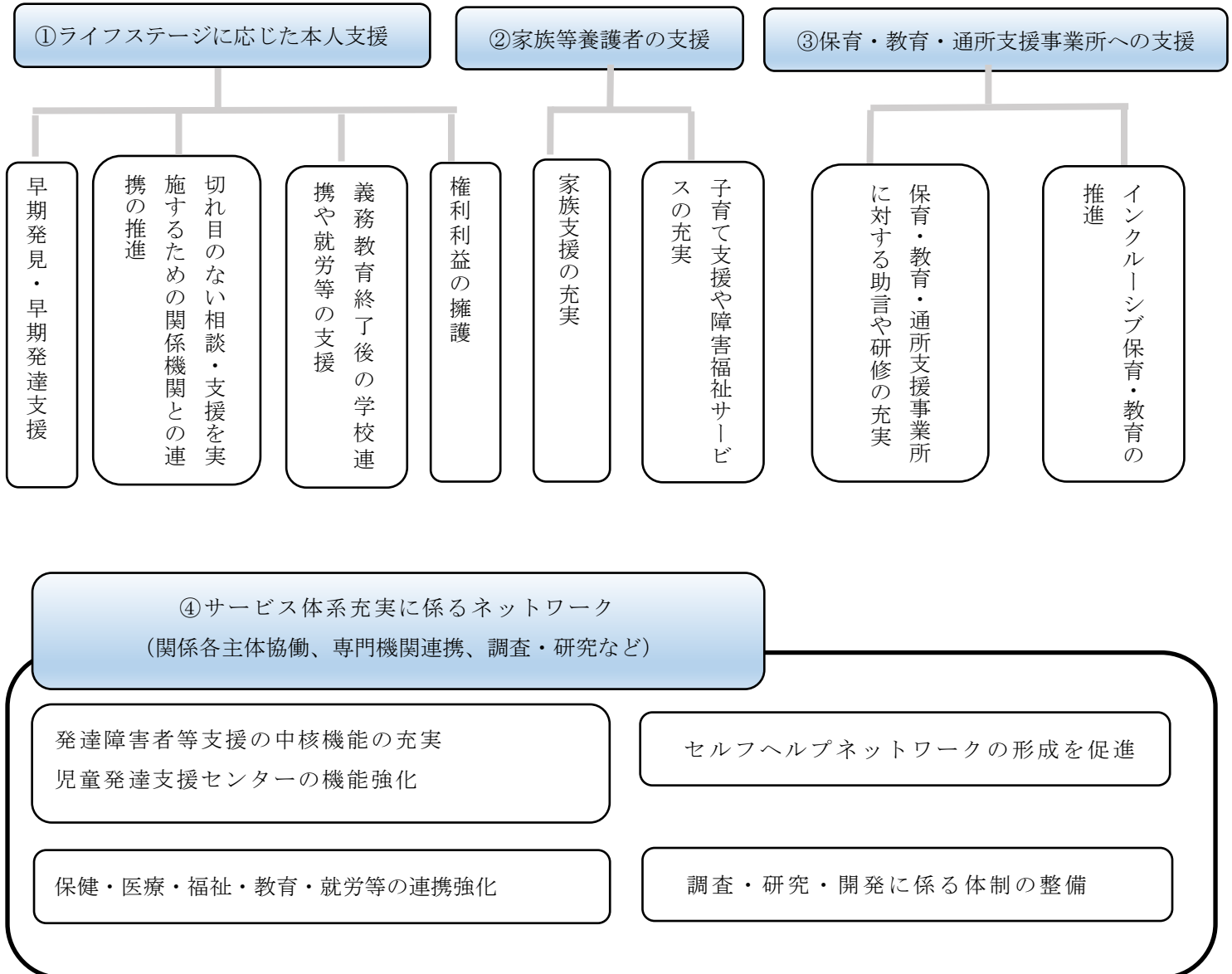
本市では、当事者及び家族、保育・教育等の関係機関による重層的なネットワークにより、草津市発達障害者等支援システムの推進を図ります。

② 草津市発達障害者等支援システムが目指す姿



(4) 発達支援にかかる施策の展開

第3期行動指針では、児童福祉法の改正や第2期行動指針の実績、現状把握、課題整理を通して施策体系である「発達支援システムの展開」を見直し、下の図の通りとします。



(4) 発達支援にかかる施策の展開

① ライフステージに応じた本人支援

ア. 早期発見・早期発達支援

- 発達障害等の啓発や相談窓口の周知を進め、安心して子育てできる環境を整え、養育者の育児不安を軽減するよう努めます。
- 子育て相談センター、相談支援事業所、児童発達支援等のサービス提供事業所等が連携して、発達障害等の疑いのある段階から相談や児童発達支援につながります。
- 訪問や通所による早期発達支援（居宅訪問型児童発達支援、児童発達支援等）を実施し、保護者への育児支援を行います。
- 保育所、幼稚園、こども園等に在籍する子どもに対して、巡回相談や発達相談、児童発達支援、保育所等訪問支援、グループ保育等を実施します。

イ. 切れ目のない相談・支援を実施するために関係機関との連携を推進

- 発達障害・自閉症のある強度行動障害・重症心身障害等のある者に対する支援ニーズの多様化に対して、関係機関と連携しながら、訪問や通所によるきめ細やかな支援を提供します。
- 個別の支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等を活用し、医療、保健、教育、福祉、就労等の関係機関で支援情報を共有し、切れ目のない支援を進めます。
- 発達障害者等が本人の意向に応じて、地域での自立した生活を営むことができるように就労や住まいの確保等、生活の実態に応じた地域での生活支援を進めます。

ウ. 義務教育終了後の学校連携や就労等の支援

- 小、中、高校において、個別の支援計画を活用しながら、本人の自己理解を進め、義務教育終了後の高校等との連携を進めるとともに福祉サービスにかかる情報提供に努めます。
- ハローワークや就労支援機関や相談機関等と連携し、障害者雇用の拡大を図り、就労の定着を支援します。
- 当事者による相談支援を行い、進学・就労の継続支援や日常生活面で支えあう機会を広げるため、ピアサポート（*）に係る事業を実施します。

*ピアサポート：障害はもとより環境や悩みなどの共通点を持ったり経験した人同士が、対等な立場で同じ仲間として支えあうことをいう。ピアカウンセリング等がある。

- 本人の意向や状況に応じた就労準備訓練や福祉就労による支援を行います。

エ. 権利利益の擁護

- 発達障害者等がその障害のために差別され、いじめや虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等、権利利益を害されることがないようにするために必要な支援を行います。
- 一般市民や家庭、就労等の関係機関に対して発達障害等の障害理解や障害者差別解消法や成年後見制度について啓発を進めます。
- 医療、教育、福祉、就労、消費生活、警察等の関係機関と連携を進めます。

② 家族等養護者の支援

ア. 家族支援の充実

- 子育ての不安や困難について保健、保育、教育、福祉等の支援機関において、保護者相談等を実施するとともに、必要に応じて相談機関や障害児通所支援等につなげます。
- 児童虐待の防止に向けて、保健、子育て、福祉、教育等の市関係課の連携を強化し、それぞれが専門的な役割を担いつつ、総合的な支援が実施できるよう取り組みます。
- 保護者の育児不安や孤立化の防止に向けて、地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民に対して啓発や相談窓口の周知を図るとともに、ペアレントメンターやペアレントトレーニングを実施し家族支援の充実に努めます。

イ. 子育て支援や障害福祉サービスの充実

- 関係課と連携し、子育て支援、障害福祉サービスの制度や事業の把握に努め、保護者に対して情報提供や相談支援の充実に努めます。
- 家族その他の関係者に対して、相談、助言を行い、発達支援障害者等の家族が互いに支えあうための活動の支援を進めます。

③ 保育・教育・通所支援事業所への支援

ア. 保育・教育・通所支援事業所に対する助言や研修の充実

- 質の高い障害児保育、教育、通所支援を実施するため、子どもの発達や障害特性の理解を深め、専門的知識を有する人材を養成するため関係機関への助言や研修の充実に努めます。

イ. インクルーシブ保育・教育の推進

- 障害の有無にかかわらず様々な遊びや学びを通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるように専門的支援や助言を行います。
- 保育所、幼稚園、こども園等に在籍する子どもに対して、巡回相談や発達相談、児童発達支援、保育所等訪問支援、グループ保育等を実施します。(再掲)

④サービス体系充実に係るネットワーク

ア. 発達障害者等支援の中核機能の充実

- 発達支援センターは、発達障害者等支援の中核的な施設として相談機関や市関係課と連携しながら乳幼児期から成人期にかけて総合的な相談支援を進めるとともに、研修を通して専門性の向上、人材育成の充実を図ります。

イ. 児童発達支援センターの機能強化

- 発達支援センターに専門職を配置して、地域の関係機関と連携した支援の取り組みを進めるなど、4つの機能（*）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担います。

- (*) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョンの中核機能
④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

ウ. 保健・医療・福祉・教育・就労等の連携強化

- 保育所や学校等の関係機関に対して障害児通所支援等の周知を進め、障害のある子どもの支援について関係機関の相互理解と連携強化を進めます。
- 市関係課と実務者会議を実施し、行政機関の連携を強化するとともに発達障害者等支援システム推進協議会において発達支援システムの進捗を確認します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児を支援するため、保健、医療、障害福祉、保育教育等の関係者による協議の場を設置し、支援のニーズや課題等について協議します。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会に子ども支援部会を設置し、障害のある子どもの相談支援や通所支援等にかかる現状や地域課題について協議します。

エ. セルフヘルプネットワークの形成を促進

- 家族、当事者団体、NPO法人等の多様な実施主体の活動を促進します。
- 発達障害等について、啓発や事業の周知を行いながら、地域での気づきを高め、必要に応じて市や支援機関につなげるために民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と取り組みを検討します。

オ. 調査・研究・開発に係る体制の整備

- 大学等と連携し、発達障害等の支援にかかる調査、研究の成果を各事業に活用できるように体制を整備します。

(5) 推進体制

第3期行動指針に関する事業実績や評価を行い、年度ごとに「草津市発達障害者等支援システム推進協議会」に報告し、より効果的な事業となるよう再構築します。

草津市発達障害者等支援システム推進協議会
草津市発達障害者等支援システム推進協議会要綱
(平成18年施行、平成25年改正)

発達障害者等およびその保護者に対し継続的な相談を行う体制（以下「発達障害者等支援システム」という。）の構築および運営に関する意見を求める

- 発達障害者等の支援に関する総合的な施策内容に対して必要な事項
- 発達障害者等支援システムの適切な運用を図るための関係機関相互の連絡調整